

資 料

マネーロンダリング問題を巡って

久 保 田 隆

はじめに

1. マネーロンダリング対策の概要と日本の状況
2. マネーロンダリング事例の紹介と日本の課題
3. 日本のマネーロンダリング対策の査定結果
結びに代えて

はじめに

マネーロンダリング (Money Laundering、資金洗浄) とは、「違法な起源を偽装する目的で犯罪収益を処理すること」(FATF40の勧告)⁽¹⁾と定義され、例えば、麻薬密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠匿したり、詐欺や横領の犯人が騙し取ったお金をいくつもの口座に転々と移動させて出所をわからなくするような行為などがその典型とされているが、こうした行為を放置すると、犯罪収益が将来の犯罪活動に再び使われたり、犯罪組織がその資金をもとに合法的な経済活動に介入し支配力を及ぼすおそれがあることから、マネーロンダリングの防止が犯罪対策上の重要な課題になっている。

さて、マネーロンダリングについては国内外において様々な対策が進められてきたが、以下、マネーロンダリング対策の概要と日本の状況を説明した後(第1節)、幾つかのマネーロンダリング事例を紹介しつつ日本の対策の課題を検討し(第2節)、国際機関の日本に対する査定結果を紹介して(第3節)結びとしたい。⁽²⁾

1. マネーロンダリング対策の概要と日本の状況

マネーロンダリング対策は、薬物犯罪や組織犯罪に悩むアメリカから始まり、やがて国際的な取組みが活発に行われるようになった結果、国際的取組みにリードされる形で日本でも対策が進んできた。詳細は JAFIC 年次報告書⁽³⁾を参照頂く

(1) 勧告の原文(英語)と日本語訳は警察庁 HP から入手可能。

(2) なお、本稿は「季刊事業再生と債務管理」123号(21年1月5日号)に掲載された拙稿「マネーロンダリング対策における日本の課題」と一部内容が重複する。また、本研究は科学研究費特定領域研究計画研究(No. 16090101)に基づく成果の一部である。

として、以下、概要を述べる。

(1) 麻薬新条約と FATF40 への対応

まず、麻薬犯罪等の組織犯罪への対応は麻薬取引の処罰だけでは不十分で、麻薬取引を通じて得られた巨額資金を規制することが大切と考えられたことから、1988年12月に「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(麻薬新条約)が採択され、薬物犯罪収益に係るマネーロンダリング行為を犯罪として取り締まることが各国に義務づけられた。1989年7月のアルシュ・サミットでは「資金洗浄に関する金融活動作業部会 (Financial Action Task Force)」の設立が合意され、その FATF は1990年4月にマネーロンダリング対策のために法執行、刑事法制及び金融規制の各分野で各国が採るべき措置を「FATF40 (40の勧告)」として提言し、麻薬新条約の早期批准やマネーロンダリングを取り締まる国内法制の整備や顧客の本人確認、及び疑わしい取引報告の措置を各国に求めた。

こうした動きに対応し、日本でも1990年7月に大蔵省から金融団体に対して顧客の本人確認実施の要請がなされ、1992年7月には麻薬新条約を日本国内で実施するために立法された「麻薬特例法」(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)が施行され、金融機関に薬物犯罪収益に関するマネーロンダリング情報の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」やマネーロンダリング処罰のための不法収益等隠匿罪(第6条:薬物犯罪収益等隠匿罪)や不法収益等收受罪(第7条:薬物犯罪収益等收受罪)が創設された。

(2) FATF40の改訂・再改訂への対応

次に、FATF40が1996年に改訂され、マネーロンダリングとして処罰される対象の収益を生み出す犯罪行為(前提犯罪)を従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大したほか、2003年6月には非金融業者(不動産業者、貴金属・宝石等取扱業者等)・職業的専門家(法律家・会計士等)に対する同勧告への適用を盛り込んだ FATF40の再改訂を発表した。この間、1998年のバーミングガム・サミットで、マネーロンダリング情報を専門に収集・分析・提供する機関(Financial Intelligence Unit: FIU)の設置が参加国間で合意され、マネーロンダリング対策に非協力的な国・地域を特定し、改善を求めてきた。また、別途 FATF によるテロ資金対策の特別勧告(9の特別勧告)も存在する。

こうした動きに対し、日本でも2000年2月に「組織犯罪処罰法」(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)が施行され、「疑わしい取引の届出制

(3) JAFIC 年次報告書 (平成19年)。以下の HP から入手可能。 http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/dw.files/J_AnnualReport_R.pdf

度」の届出対象となる犯罪を従来の「薬物犯罪」から同法別表に規定する200以上の「一定の重大犯罪」に拡大したほか、マネーロンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関に提供する権限を金融庁長官(特定金融情報室)に付与した。2002年7月には「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が施行され、これに伴い、組織的犯罪処罰法も一部改正し、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされた。2003年1月には「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され、金融機関等による顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存が義務づけられた。さらに、FATF40の再改訂への対応等から、2007年3月に「犯罪収益移転防止法」(犯罪による収益の移転防止に関する法律)が成立し、対象事業者が金融機関等からファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者などに拡大された。また、同年4月からFIUが金融庁から国家公安委員会・警察庁(犯罪収益移転防止管理官:JAFIC)に移管されている。

(3) 国際水準に対する未達部分

しかし、日本はFATFが要求する国際水準を満たしたとは言えない。すなわち、再改訂されたFATF40で要求されている弁護士等への「疑わしい取引」の届出義務に対しては日弁連が強い反対の立場を取り続けており、この結果、弁護士等の士業に対しては疑わしい取引の届出義務を課せなくなったため、FATF⁽⁴⁾勧告を満たしていない。

一方、2000年には国際的な組織犯罪に対処する目的でマネーロンダリングをも規律する「国際組織犯罪防止条約」(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約)が採択されたが、日本は2003年5月に国会承認したものの、条約が共謀罪として処罰対象とする行為が広く曖昧である点に野党民主党等⁽⁵⁾の批判が強く、条約を実施するための国内法が国会で成立しないため、本条約を締結できない状況にある。

マネーロンダリング対策は国際水準と比べても遜色のないことが望ましいが、上記の国内の反発は政治問題でもあり、対応が難しい面もある。また、マネーロンダリング対策や国際協調の要請と守秘義務や罪刑法定主義、人権保障の要請のどちらを重視すべきかは人によって判断が異なる問題であろう。現に後述するFATFの査定結果(2008年10月)をみると、弁護士の届出義務については鋭く批

(4) 顧客の本人確認義務及び記録の保存義務については日弁連の会則で定めることとされた。日弁連HP (<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/gatekeeper.html>) 参照。

(5) 民主党のヒラ (http://www.dpj.or.jp/news/files/BOX_0070_you-kan.pdf) 参照。

判されているが、国際組織犯罪防止条約についてはややトーンを落としている。

2. マネーロンダリング事例の紹介と日本の課題

では、上記以外に日本において顕著な課題はないのだろうか。最近、日本ではマネーロンダリングに関する国際事件が多発するようになった。テロの脅威が欧米に比べて低い日本では、マネーロンダリングへの認識や法規制が緩く、知らぬ間に「マネーロンダリング天国」に陥っている可能性はないだろうか。そこで、昨年起きた幾つかの事件を元に日本のマネーロンダリング対策上の課題を検討したい。

(1) 三菱事件被告の無罪確定 (2007年9月)

最初の事件は、いわゆる三菱事件に関するものである。指定暴力団山口組旧三菱会系のヤミ金融グループによるマネーロンダリング(資金洗浄)事件(三菱会事件)では、不正な海外送金を幫助したとしてクレディ・スイス香港支店の元行員・道伝篤被告が逮捕され、日本のマネーロンダリング対策法である組織犯罪処罰法違反(犯罪収益隠匿)の罪に問われたが、1、2審で無罪判決を受け、東京高検が上告期限の2007年9月26日までに上告せず、無罪が確定した。なぜ無罪になったかといえば、被告が脱税幫助の認識はあったものの犯罪収益とまでは認識しておらず、組織犯罪処罰法の構成要件に当てはまらなるとされたからである。

ここに日本の第一の課題がある。英米では犯罪収益に脱税収益を含めているが、日本やスイスでは従来の法理論に基づき、これを外している。この結果、脱税犯がマネーロンダリング対策の抜け穴となるほか、金融捜査技術・経験に秀でる国税当局の査察力を活用せず司法警察だけで対応するため、国家総動員体制で臨む英米に比べて摘発能力が劣ってしまう⁽⁷⁾。従って、国税当局との協働体制を構築する必要がある。一方、欧米のプライベートバンクのように顧客から強固な守秘性を求められる商売では、資金の犯罪収益性を知り得た場合に刑罰が課されるリスクを負うのはリスクイダとの指摘もある⁽⁸⁾。従って、プライベートバンカーが犯罪を自白すれば罪を減免する等の制度設計も考慮に値しよう。

(2) 三菱UFJ銀行関連のアメリカの制裁 (2006年12月、2007年9月)

次の事件は、アメリカの司法当局が邦銀関連のマネーロンダリング対策の不備

(6) 詳しくは、例えば岡田薫「マネーロンダリング対策—国際的深化と我が国の対応—」レファレンス2007年1月号25頁以下、橘玲『マネーロンダリング入門』幻冬舎新書(2006年11月)61-80頁参照。

(7) 本庄資『米国マネーロンダリング基礎研究』税務経理協会(2006年)299、303頁参照。

(8) 前掲・橘77頁参照。

に対し、制裁を発動したものである。2007年9月17日、三菱UFJグループ傘下の米地銀ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニアは、同行口座を麻薬密売に悪用された件でマネーロンダリング対策の不備を指摘され、3160万ドル(約36億3000万円)の民事制裁金を支払ったほか、カリフォルニア州の連邦地裁に起訴された。同行は2004年にも業務改善処分を受けているほか、三菱UFJ銀行ニューヨーク支店も昨年12月にマネーロンダリング対策の不備で東京本店を含む業務改善命令を受けた。この事件を契機に、国際的に活動する日本企業においては、英米並みのマネーロンダリング対策をコンプライアンス上の課題として位置づける動きが広がっており、今後もマネーロンダリング対策ソフトの導入など各企業の自主的取組みが望まれる。

これに加えて、日本の第二の課題として、日米の制裁金の違いが挙げられる。犯罪収益を隠匿した場合の刑罰が5年以下の懲役や300万円以下の罰金(組織犯罪処罰法10条)に止まるため、刑罰が抑止力になりにくい。従って、より効果的な罰則のあり方も検討すべきであろう。

(3) ナイジェリア419事件関連のマネーロンダリング事件(2007年9月)

3番目の事件は、海外の大規模詐欺事件の犯罪収益が日本で現金化されたことが発覚した初めてのケースである。マネーロンダリングでは、銀行間送金の後、一旦現金化して再び送金すると足が付かない。このため、現金化が容易な国を間に挟んで資金を転々と動かす手法が多く採られる。今回、アフリカを中心とする国際詐欺事件(ナイジェリア419事件)絡みの犯罪収益が埼玉(7億円)と千葉(13億円)で現金化され、2007年9月に容疑者が組織犯罪処罰法違反等で逮捕された。容疑者等は都市銀行などに協力者名義や架空会社名義で40や100もの口座を開き、海外被害者から詐取した金銭を振り込ませ、ATMで現金化した上で別の口座に入金し、再び海外に送金していた⁽¹²⁾。

(9) コンプライアンス・マニュアルの例として、有友ほか『マネーロンダリング対策の実務』ファーストプレス(2007年)。また、企業の内部統制の実例として、例えばみずほコーポレート銀行の例(<http://www.mizuhocbk.co.jp/policy/laundrying.html>)参照。

(10) やや古いが、米国の状況に関する記事として<http://www.mizuhocbk.co.jp/policy/laundrying.html>参照。なお、対策ソフトの商品例として<http://japan.zdnet.com/news/software/story/0.2000056195.20362616.00.htm>参照。

(11) 前掲・本庄304、315頁参照。

(12) 前掲・JAFIC年次報告書によれば、事案は以下の通り。「ナイジェリア人は、日本人と共謀して、真実は同ナイジェリア人が使用する口座を日本人及びその関係者名義で開設させて通帳等を詐取した上、国際犯罪組織の一員と思料される者が海外で行った詐欺の被害金の送金先としてこれら口座を利用させていたものであるが、口座開設金融機関の担当者からの約2,100万円の送金理由の照会に対して虚偽の申告をしたことから、組織的犯罪処罰法違反

ここで問題になるのは「なぜ日本を経由したか」である。この理由は3つ考えられる。まず、日本は世界の中で突出して現金使用率が高いため、多額の現金を出入れしても怪しまれない点がある。1人当たりの紙幣・貨幣使用量(米ドル)は、イギリス786、アメリカ2052、フランス424、ドイツ728に対し、日本は3984もある(BISレッドブック2001年版)。アメリカで100ドル紙幣をスーパーのレジに出すと受取を拒否されることが多いが、日本で1万円札の受取を拒否されることはまずない。第二に、日本の銀行口座は誰でも開設でき、架空会社名義を使えば幾つもの容易に開設できる点がある。サブプライムローン問題で注目を浴びたアメリカでは低所得者は銀行口座を持ってないが、日本では低所得者でも銀行口座が開ける。また、最近対策が強化されたとはいえ、銀行口座の売買も多発している。第三に、日本のATMでは、現金による振込こそ10万円以下に規制されているが、現金の引出は各銀行によって異なるが大体200万円程度(ICカードならば1000万円程度。しかもキャッシュカードの4ケタの暗証番号を入力するだけで、身分証等のチェックはない。)、現金の受入に至っては無制限の所が多い点がある。諸外国では多額の現金をATMから出入れする事態が殆どないが、日本ではさして珍しいことではない。この結果、幾つもの口座を開設し、多額の入出金を繰り返すことが極めて容易な日本がマネーロンダリングのキャッシュセンターになっている可能性もある。

従って、日本の第三の課題としては、現金による巨額入金が続返し行われる場合にマネーロンダリング対策ソフト等で検知できるようなモニタリングをかける必要がある。なお、日本の銀行券の印刷技術が世界一であり、紙幣の回転周期が1年程度であることを考えれば、将来的にICタグ等で現金の動きもトレースできるような工夫も検討に値するかもしれない。

(4) 電子マネーや送金業者を使ったマネーロンダリング

再改訂版FATF40では電子マネーや送金についても対象事業者に含まれるよう勧告しているが、日本では電子マネーや収納代行等について一般に犯罪収益移転防止法の対象外としており、未達となっている。しかし、最近流行のマネーロンダリング手法は、犯罪組織がフィッシング詐欺等で不正に得た金銭を小分けにし、「自宅で簡単にできる仕事」などと称してネット上で求人広告を行って集めた一般人の「運び屋」を使い、Western Unionなどの銀行以外の国際送金サー

(犯罪収益等隠匿)で検挙した。なお、口座から出金された資金は、更に海外等に送金されていたことが判明しているほか、マネーロンダリングに利用する口座を不正に入手するに当たり、同ナイジェリア人と同一の犯罪グループの一員とみられるナイジェリア出身の日本人(平成18年帰化)が、住吉会傘下組織幹部らと共に謀っていた事実が判明している。(11月 埼玉・千葉)

ビスを利用して海外送金するパターンである⁽¹³⁾。従って、日本の第四の課題としては、こうした電子マネーや送金業者も犯罪収益移転法の対象事業者を含めて対策を強化することが挙げられよう。

(5) 新手のマネーロンダリング手法(2007年1月、2月)

マネーロンダリング手法の巧妙化が進んでいる。JAFIC 報告書2007年版から昨年⁽¹⁴⁾の2つの事件を紹介しよう。

第一は、詐取金で購入した不動産の登記を偽造した住民基本台帳カードの名義で行った事例⁽¹⁴⁾で、暴力団員が路上生活者の住民票等を操作して区役所から自らの顔写真入りの住民基本台帳カードを入手し、このカードを利用して金融機関から詐取した住宅ローンの貸付金を用いて購入した中古マンションの登記をカード上の人物に成りすまして同人名義で行う方法により、犯罪収益の隠匿が巧妙に行われた。不動産の売買⁽¹⁵⁾に関しては犯罪収益移転防止法による届出の対象となる「疑わしい取引の参考事例」が制定されており、現金による不動産購入や架空名義である疑いの強い取引、短期間で多数売買する場合や経済合理性のない取引等を具体例として挙げている。本件は成りすましを見抜いたため発覚したが、リゾートマンションの不動産価格のように合理的な価格形成がなされていない市場を使って取引を仮装し、犯罪収益の隠匿を行うことなども今後予想されよう。

第二は、日系ブラジル人がブラジルから大量のブラジル製医薬品を日本国内に持ち込み、全国的に無許可販売して得た違法な売上げ約3億円のうちの一部に関して、外国企業⁽¹⁶⁾の日本企業に対する債務につき代理決裁する方法で巧妙に隠匿していた事例(後掲図参照)である。外形的には、犯人による犯罪収益の国内企業

(13) ネット上の記事 (<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/event/2008/05/27/19710.html>) 参照。

(14) 前掲・JAFIC 報告書によれば事案は以下の通り。「(住宅ローン融資名下の詐欺事件に係る犯罪収益等の隠匿) 山口組傘下組織構成員らが、路上生活者の住民票を利用して不正に入手した住民基本台帳カードを悪用して金融機関から得た住宅ローンの貸付金で購入した中古マンションに関し、同マンションの真の所有者を隠ぺいする目的で、同カードに表示されている者に成りすまして所有権移転登記申請を行い、登記官に偽名による所有権移転登記を行わせたことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した。(2月 警視庁・埼玉)」。

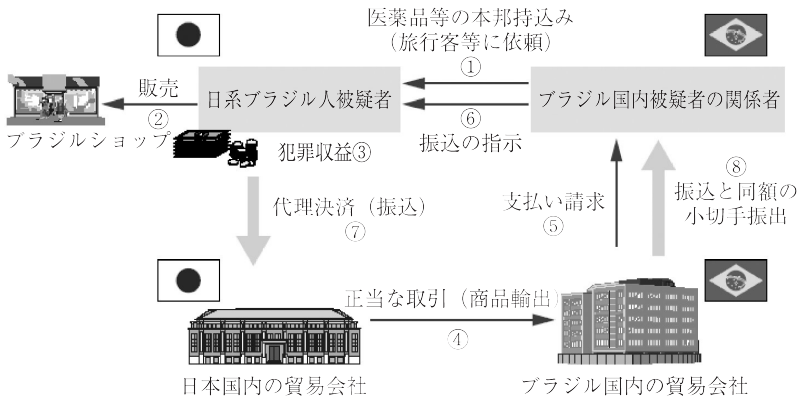
(15) 警察庁 HP (<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/takken.pdf#search='不動産%20疑わしい取引'>) 参照。

(16) 前掲・JAFIC 報告書によれば事案は以下の通り。「ブラジルから大量のブラジル製医薬品を日本国内に持ち込み、全国のブラジルショップ等⁽¹⁶⁾に無許可で販売していた日系ブラジル人は、ブラジル国内の貿易会社との間で、同社と取引のある日本企業数社に支払うべき金銭を被疑者が一時的に代理決済し、後日同社がブラジル国内に居住する被疑者の関係者に対し、それと同額の小切手を交付するという方法での決済を行うことを約し、当該薬事法違反

への振込と外国企業による犯人の関係者への小切手の手交という二つの別個の行為が並立するだけであるが、当該資金自体の海外への移動の痕跡を残さず、金融機関等を利用した一般的な海外送金と同様の効果をもたらす手法を巧みに利用してマネーロンダリングを行ったものである。現在、「疑わしい取引」の届出対象事業者は金融機関や商品取引、宝石商等に限られるため、今後、規制対象外の分野でマネーロンダリングに転用可能な合法的スキームがますます開発されるであろう。抜け道を塞ぐよう迅速に対応していく必要がある。

▽貿易取引を仮装したマネーロンダリング事案

出展：JAFIC2007年報告書43頁



3. 日本のマネーロンダリング対策の査定結果

マスコミがあまり取り上げないので気付かれないが、日本のマネーロンダリング対策に対する国際機関の評価は驚くほど低い。FATFは最近、ホームページ⁽¹⁷⁾上で2008年10月に日本に対する査定結果を公表した(10月17日付で、実際に公表さ

行為で得た犯罪収益のうちの一部である約5,000万円を日本の貿易会社数社の銀行口座に対して振り込んで隠匿したことから、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した。なお、ブラジル国内の被疑者の関係者が受け取っていた小切手は、換金された後、関係者間で報酬の分配が行われていたほか、ブラジルでの新たな医薬品の調達に再投資されていた。(1月 茨城・富山)。

(17) http://www.fatf-gafi.org/pages/0.2987.en_32250379_32235720_1_1_1_1_1.00.html 参照。

れたのは10月30日)が、この結果は驚くべきものであった。例えば、最近公表された香港に対する査定結果(6月20日付)と比較すると、40の勧告項目中、日本が「達成」した項目は4(香港は10)、「ほぼ達成」が17(同17)、「一部達成」が9(同10)、「全く達成せず」が9(同3)である(日本の1項目は「該当せず」の⁽¹⁸⁾分類)。香港は、世界で最も自由主義経済が尊ばれ、“タックスヘイブン”でもあり、マネーロンダリングにも良く用いられる場所であるが、香港と比べてもこれほどの差がつくとは誰も思っていなかったのではないか。

▽ FATF40の勧告に基づく査定状況の国際比較

◎：達成、○：ほぼ達成、△：一部達成、×：未達成、NA：該当せず

FATF40の勧告内容 *下段は査定結果公表時	日本 2008.10	香港 2008.6	ロシア 2008.6	中国 2007.6	米国 2006.6
1. 麻薬新条約と国際組織犯罪防止条約の批准・完全実施。	○：共謀罪等が対象外とされる点が課題。	○	○	△	○
2. 法人にも資金洗浄の刑事責任や民事責任を課し、抑止力を確保等。	○：立件数の少なさから責任訴追の実効性に疑問等。	◎	○	△	◎
3. 資金洗浄益の没収や暫定的措置の実施を可能とすること。	○：実施数の少なさから没収等の実効性に疑問等。	△	◎	○	○
4. 金融機関の守秘義務がFATF勧告と整合的。	◎：完全に対応済み。	◎	◎	◎	◎
5. 顧客の身元確認及び照合を含む顧客管理措置の採用。	×：確認義務が法定されず写真照合等がなされず。	△	△	△	△
6. 重要な公的地位を有する者(PEPs)に対する付加的措置の実施。	×：金融機関の義務が法定されていない。	△	△	×	○
7. 海外のコルレス先金融機関に対する管理措置の実施。	×：金融機関に対して義務化されていない。	◎	△	△	○
8. 顧客と対面せずに行う業務等に対する手続等を定めておくこと。	△：非対面業務における本人確認は不十分。	○	△	○	○

(18) なお、テロに対する9項目の特別勧告に対する評価も同時に公表され、9項目中ほぼ達成が2、一部達成が6、未達成が1(特別勧告9：通貨等の物理的移送を探知するための措置を有すること)である。

9. 顧客管理措置を第三者機関に依存する場合、所定要件を満たすこと。	NA：日本の場合には該当せず。	○	△	○	○
10. 当局の情報提供要請に応じるため、取引記録を最低5年間保存。	○：当局の要請に即座に応じる準備が義務化されず。	△	○	○	○
11. 全ての通常でない形態の取引について特別の注意を払い、調査実施。	△：金融機関に対して義務化も法定もされていない。	△	△	△	○
12. 指定非金融業者や職業専門家に対する顧客管理・記録保存の義務付け。	×：未対応。弁護士については日弁連会則は不適切。	×	△	×	×
13. 疑わしい取引の金融情報機関 (FIU) に対する届出の義務化。	○：信用保証会社が対象外。報告件数が少ない。	○	○	△	○
14. 上記届出の情報開示規制からの保護、届出事実の漏洩禁止。	○：役職員による届出事実漏洩を法で禁ぜず不適切。	○	△	◎	◎
15. 資金洗浄対策の内部統制構築・従業員教育・監査。	×：金融機関に明示的に義務化しておらず、不適切。	○	△	△	○
16. 指定非金融業者や職業専門家に対する報告義務の賦課。	△：弁護士と会計士の通報義務が除外されている。	×	△	×	×
17. 資金洗浄対策を遵守しない者や法人に対する制裁の実施。	○：一般法人に対する刑事罰の実効性が薄いなど。	△	△	△	○
18. 実態のない銀行 (シェルバンク) の設立や業務遂行を容認しない。	△：金融機関に対し、明示的に義務化されていない。	○	◎	△	◎
19. 一定金額以上の全取引を国の中央機関データベースに報告すること。	◎：完全に対応済み。	◎	◎	◎	◎
20. 指定非金融業者や職業専門家以外の者に対する FATF 勧告適用の検討。	◎：完全に対応済み。	○	◎	◎	◎
21. FATF 勧告の遵守が不十分な国の者との取引に対する調査、対抗措置。	×：金融機関に義務化されず、政府に対抗手段不在。	○	△	×	○

22. 上記国にある子会社や支店に対する日本と同水準のFATF勧告適用。	×：金融機関に明示的に義務化されていない。	○	×	×	○
23. 当局による規制・監督・監視が効果的に行われること。	○：外為業者や金融リソースの登録免許制がない。	○	△	△	○
24. 指定非金融業者や職業専門家に対する規制・監督・監視の実施。	△：実地検査やオフサイトモニタリングがない。	×	△	×	△
25. 当局によるガイドライン策定とフィードバックの実施。	○：指定非金融業者や職業専門家向けが存在。	◎	△	○	◎
26. 各国は金融情報機関(FIU)を設立し、情報収集・分析に尽力。	○：FIUは人員不足で国際取引分野の情報分析が弱い。	◎	◎	○	○
27. 法執行機関がテロ資金供与の捜査に責任を持つこと。	○：一層の人員訓練や調査能力向上が求められる。	◎	○	○	◎
28. 捜査に当たり当局は証拠取得に必要な強制措置の発動権限を持つ。	◎：完全に対応済み。	◎	◎	◎	◎
29. 金融監督当局は監視に必要な情報の徴求権限や制裁権限を持つ。	○：発動件数が少なく、実効性に疑問あり。	△	△	○	◎
30. 当局の資質向上のための財政的・人的・技術的支援の供与。	○：JAFICにおける「疑わしい取引」の分析要員不足。	○	△	○	○
31. 資金洗浄対策実施における政府部内各機関間の相互協力確保。	○：国際取引を見る機関との協力が不十分。	○	○	○	○
32. 資金洗浄対策制度の有効性や効率性に関する包括的な統計整備。	○：組織的に統計を整備しているか否かが不透明。	○	○	○	○
33. 法人を利用した資金洗浄防止のため、法人の所有者等の情報収集。	×	△	△	×	×
34. 信託を利用した資金洗浄防止のため、信託の受益者等の情報収集。	×	△	NA	△	×
35. 麻薬新条約と国際組織犯罪防止条約その他の批准・完全実施。	△：国際組織犯罪防止条約を批准せず。	○	○	△	○

36. 資金洗浄等に関する捜査において国際的な法律上の相互援助の推進。	△：相互援助が手続の煩雑さ等により実施困難。	○	○	◎	◎
37. 双罰性がない場合でも可能な限り上記相互援助を推進する等。	△：日本法の双罰性の要件の厳しき等が課題。	◎	◎	◎	◎
38. 外国の要請に応じて犯罪収益を迅速に差押・没収する権限の付与。	○：没収後の財産の使用方法について考慮の要。	○	◎	○	○
39. 各国は、資金洗浄を引渡犯罪として認識すべき。	△：日本法の引渡要件が厳しきこと等が課題。	○	○	◎	○
40. 各国は、可能な限り外国のカウンターパートに国際協力すべき。	○：実際に外国と情報交換した件数は非常に少ない。	◎	◎	○	◎

FATF が問題視した未達部分には、①本人確認の際に写真照合を要件化していない点、②法人の代表者と称する人物の代理権の有無を確認していない点、③マネーロンダリング対策が在外支店やコルレス先審査において不十分であり、そもそも金融機関の内部統制に明確に組み入れていない点、④（日弁連の反対により犯罪収益移転防止法で対象外とされた）弁護士の通報義務については日弁連会則の規定が不十分である点などがある。

しかし、日本の金融実務が香港その他に比べて遅れているというのは実感とは大きな隔たりがあり、実務家の何人かにヒアリングしたところ、写真照合や審査、内部統制などは個々に取り組んでいる金融機関が多いとのことであった。このため、私は日本に課題があることは認めつつも、評価が低い理由はむしろ日本が説明責任をうまく果たせない構造に問題があるように考えている。例えば、金融庁の「プリンシプル・ベース重視」の政策により、金融機関の義務が政府によって「ルール」化や明定がなされていないため、対外説明力が乏しく、場合によっては個々の金融機関がうまく対応できない可能性がある。マネーロンダリングのような国際刑事政策絡みの問題については、プリンシプル・ベースに基づく曖昧なガイダンス（例：金融検査マニュアル）ではなく、ルール・ベースに基づき法律で義務範囲を明定した方が国際的な説明の透明度が増すと考える。また、これは個々の金融機関にとってもセーフハーバーとして有効に機能し、余分なコンプライアンス対策で収益構造を圧迫せずに済むため、対応し易いであろう。

結びに代えて

以上、マネーロンダリングを巡る日本の対応状況や最近の事例を簡単に見てきたが、世界のマネーロンダリングの規模は世界のGDP比2—5%という推計(IMF)もあり、凡そ全てを取り締まることは不可能である。従って、可能な範囲で未然のマネーロンダリング対策を講じると共に、新手のマネーロンダリング手法が見つければ迅速に対応してその手法を無効化することが大切である。一方、国際的取組みを進める上では日本が他国よりも対応が遅れるとループホールとなって犯罪の温床となり易い。このため、国際条約やFATF勧告に国内政治情勢上従えない部分はさておき、①国税当局との協働体制の構築や②罰金の引き上げ、③マネーロンダリング対策ソフトの普及拡大、④電子マネー等送金業者への届出義務の付加などを早急に進めることが肝要であろう。

以 上